

多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 における検討状況

警察庁交通局交通企画課

新たな交通ルール(車両区分)

○ 一定の大きさ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて以下の3類型に分ける

① 歩道通行車(6～10km/h以下)

- 電動車椅子相当の大きさ・歩道・路側帯を通行(歩行者扱い)
- 立ち乗り・座り乗りで区別しない



6～10km/h以下



歩道



路側帯

② 小型低速車 (15～20km/h以下)

- 普通自転車相当の大きさ
- 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行

※ 歩道、路側帯通行時は、最高速度の制御とそれに連動する表示が必要



15～20km/h以下



車道



普通自転車専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

③ 既存の原動機付自転車等 (15～20km/h超)

- 車道のみ通行
- 免許やヘルメット等のルールは維持



15～20km/h超



車道

新たな交通ルール(小型低速車)

(1) 最高速度

- 最高速度は、一般的な自転車利用者の速度（15～20km/h）と同程度で検討
- 立ち乗りでも座り乗りでもよい



(2) 運転することができる者

- 運転免許の必要性までは認められないが、一定の年齢制限を設けることが適当
- 小型低速車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、小型低速車の利用者への交通安全教育を行うことを求めるべき

(3) 通行場所

- 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行

※ 歩道、路側帯通行時は、最高速度の制御とそれに連動する表示が必要



車道



普通自転車専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- 法的義務は課さないにしても、着用促進を図っていくことが求められる

(1) 歩道通行車、小型低速車

○ 最高速度

- 歩道通行車の最高速度は、6～10km/hの範囲で検討
- 小型低速車の最高速度は、一般的な自転車利用者の速度（15～20km/h）と同程度で検討

○ 小型低速車利用者への交通安全教育の在り方

- 運転免許を不要とするが、基本的な交通ルールに関する理解を担保するため、シェアリング事業者・販売事業者による利用者に対する交通安全教育の実施を求める

○ 小型低速車及び自転車のヘルメット

- 小型低速車及び自転車の運転者について、ヘルメットの着用促進を図っていく

(2) 状態が変化するモビリティ

○ 最高速度の制御と連動した表示の在り方

- 表示の方法や切替えによる最高速度の制限の担保方法等については、更に検討